

令和5年3月10日

ふじみ野市立小・中学校  
保護者 様

ふじみ野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年3月31日までの学校の対応について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和5年2月10日付け事務連絡で、国から、3月13日よりマスク着用等を含めた感染対策の見直しについて通知がございましたが、改めて、埼玉県教育委員会教育長より、令和5年2月16日付けで『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について』の通知があり、学校においては、4月1日より、適用することとなっております。

つきましては、令和5年3月31日までの学校教育活動は、県の通知に基づき、下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 令和5年3月31日までの学校教育活動

年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来通り、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」を踏まえ、対応してまいります。

※基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスク着用ができない児童生徒もいることなどから、引き続き学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導をします。

### 2 令和5年4月1日以降のマスクの着用の考え方について

令和5年2月10日付け政府対策本部の決定では「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされています。

なお、これらに係る留意事項等については、文部科学省から改めて通知等が発出される予定ですので、詳細は、来年度お知らせいたします。